

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	収納・徴収等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、収納・徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県 五泉市長

## 公表日

令和3年11月19日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	収納・徴収等に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。
③システムの名称	1. 口座・収納システム 2. 滞納整理システム 3. 宛名管理システム 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 収納情報ファイル (2) 処分情報ファイル (3) 折衝記録情報ファイル (4) 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1号(利用範囲)及び別表第一第の16、30、59、68の項 ・行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16,24,46,50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五泉市税務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 1. 特定ファイルを取り扱う事務	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税等の収納管理に関する事務</li> <li>・地方税等の督促に関する事務</li> <li>・地方税等の口座振替に関する事務</li> <li>・地方税等の滞納処分に関する事務</li> <li>・その他地方税等の収納・徴収等に関する事務</li> </ul>	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p> <p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p>	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 星野 弘	税務課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	IV リスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 1. 特定ファイルを取り扱う事務	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p> <p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p>	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者保険料(以下「地方税等」という。)の収納・徴収等に関する事務を行う。</p>	事後	
令和3年11月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係各号	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二第27号及び情報提供者が市町村長となる地方税関係各号	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	